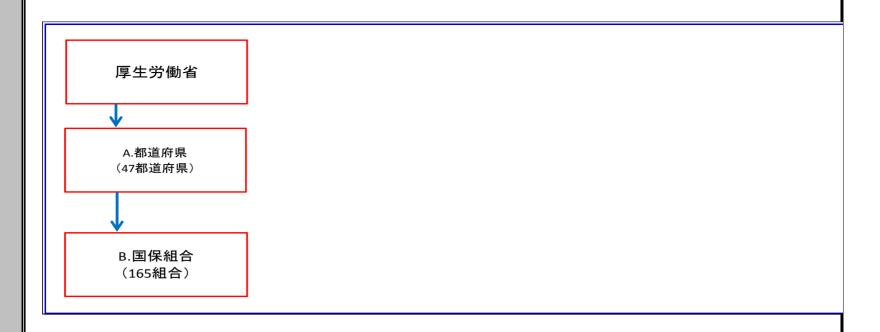
244

行政事業レビューシート (厚生労働省) 国民健康保険組合への補助金の見直し ①国民健康保険組合療養給付費補助金 昭和27年度 国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金 昭和57年度 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金 平成20年度 事業開始 予算事業名 作成責任者 年度 国民健康保険組合介護納付金補助金 平成12年度 国民健康保険組合病床転換支援金補助金 平成20年度 ②国民健康保険組合特別対策費等補助金 平成7年度、昭和37年度、平成15年度 ③国民健康保険組合事務費負担金 昭和21年度 担当部局庁 保険局 担当課室 国民健康保険課 伊藤 善典 会計区分 一般会計 上位政策 国民健康保険法第69条 国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について 根拠法令 国民健康保険法第73条 関係する計画、 (平成12年4月12日厚生省発保第97号) (具体的な 国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について 通知等 国民健康保険法第73条(附則第22条読み替え) 条項も記載) (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号) 国民健康保険法第74条 ①医療給付費及び拠出金等に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合の安定的な運営 事業の目的 に資することを目的としている。 (目指す姿を ②国保組合に対し、国民健康保険特別対策費補助金・出産育児一時金補助金・高額医療費共同事業補助金を交付することにより、 国保事業の適正な運営を確保するとともに、組合財政の安定化に資することを目的とする。 簡潔に。3行 ③国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事 程度以内) 業運営に資する。 ①医療給付費及び拠出金等の一部(定率補助については医療給付費の32%、普通調整補助金及び特別調整補助金については1 5%の範囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 事業概要 ②医療費適正化及び適用の適正化、高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助、出産育児一時金、高額医療費共同事業 (5行程度以 拠出金の一部について補助するものである。 内。別添可) ③国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の事務費負担金 等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。 実施状況 165組合 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度要求 328,752 323,959 予算額(補正後) 316,808 332,879 予算の状況 執行額 316,878 332.872 328.364 (単位:百万円) 執行率 100.0% 100.0% 99.99 総事業費(執行ベース) ①各国保組合から、療養給付費の額を補助割合の異なる一般被保険者と組合特定被保険者別に報告させ、補助率を乗じて算定し ている。 支出先• 使途の また、拠出金等の額を各国保組合から報告させ、補助率を乗じて算出している。 把握水 ②各国保組合から事業実績に関する調書を提出させ、それに補助率を乗じて算出している。 ③各国保組合から「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱」に基づき、事務費負担金の交付申請をさせた上で、「国民健康 準•状況 保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」別表第1及び第1の2にあてはめ、交付決定している。 自己 ①国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す予定。 点 老人保健医療費拠出金補助金については、平成19年度以前分の診療報酬の請求が無くなった時点で廃止。 後期高齢者医療費支援金補助金については、国保組合加入者のうち、本来被用者保険に入るべき者については、平成22年7月 検 から平成24年度までの間、後期支援金に対する補助(16.4%)を廃止。また、平成25年度以降は、高齢者医療制度改革に合わせ 見直しの て見直しが必要。 余地 ②高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助については、見直しを検討。 出産育児一時金については、支給額の見直し(42万円→55万円)を検討することとされており、検討結果を踏まえた見直しが必要。 ③事務費負担金については、保険者規模に比例した交付方法となっているが、交付額と実際の事務費の実態を検証し、必要に応じ て算定方法等の見直しを行う。 所效 【後期高齢者医療費支援金に対する定率補助の見直し】 |・全国土木建築国保組合については、退職者医療制度と同様、被用者保険グル−プの−員とみなして後期支援金の総報酬割に参加すること とし、後期支援金の1/3部分に係る国庫補助(16. 4%)を廃止。 ・その他の国保組合については、組合特定被保険者(平成9年9月以降、健保の適用除外承認を受けて加入した者)の後期支援金の1/3部

分に係る定率補助(16.4%)を、普通調整補助金の10段階区分を踏まえ、財政力の高い国保組合へは段階的に削減。



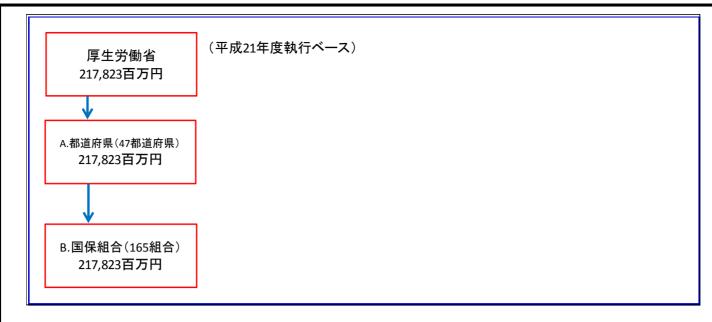
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

都道府県経由で補助金等を受領。

A.(都道府県) E. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 別紙のとおり 0 計 0 計 B.(国保組合) F. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 別紙のとおり 費目・使途 (「資金の流 れ」において ブロックごとに 最大の金額が 最大の会社の会社の会社では 大出されいて 記載者である。 を実情がるように記載 がるように記載) 0 0 計 計 C. G. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 0 計 0 計 D. Н. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 計 0 計

	内訳 I						
予	算事業名	国民健康保険組合療養給付費補助金					
(]	艮拠法令 具体的な 項も記載) 国民健康保険法第73条		関係する計画、通知等		国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内) 医療給付費に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、『			により、国保組合の	の安定的な運営			
国保組合の療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の受費用の合算額の一部(定率補助については医療給付費の32%、普通調整補助金等については15%の範予算の範囲内)を補助するものである。 (注) (注) (注) (注) (注) ()定率補助 - 医療給付費の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は13%。 ()組合普通調整補助金 - 国保組合の財政力に応じて、医療給付費の0%~23%を補助。 ()組合特別調整補助金ー組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衝平に調整するとともに初医療給付費等その他特別な事情を勘案して補助。					ででである。 おのでかっている のの範囲内でかっている。 のの範囲内でかっている。 ののである。 のである。 の		
実	施状況	165国保組合					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	197,845	223,696	218,158	218,480	
	算の状況 位:百万円)	執行額	197,845	223,696	217,823		
		執行率	100.0%	100.0%	99.8%		
		総事業費(執行ベース)					
自己	支出先・ 使途の把 各国保組合より、療養給付費の額を補助金の割合の異なる一般被保険者と組合特定被保険者別に報告させ 握水準・ 状況				報告させ算定して		
自己点検		国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。					
		定率補助については、各 組合普通調整補助金及で て見直す予定。					配分方法等につい
補記	平成21年 る。	年度分の療養給付費補助金は、全国建設工事業国保組合の資格管理が不適正であったため、335百万円を削減してい					



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

国保組合の療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の合算額の一部に充てる。

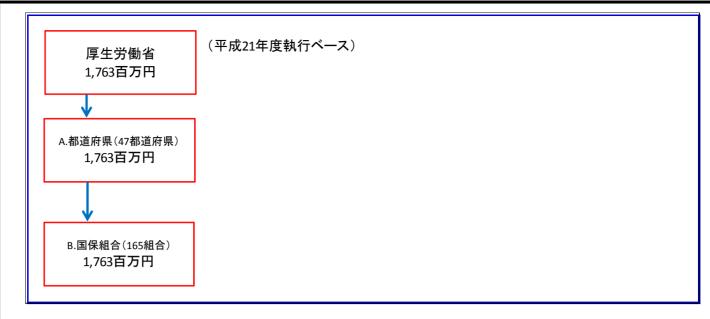
A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 99,570 99,570 計 計 0 B.国保組合(中央建設国保組合) F. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 保険給付 療養給付費 30,097 費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者に 計 30,097 計 0 C. G. ついて記載す る。使途と費目 金額 金 額 の双方で実情が分かるように 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 記載) 0 計 0 計 D. Н. 金 額 (百万円) 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) 計 計

国民健康保険組合療養給付費補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	99,570
2	愛知県	18,000
3	埼玉県	14,510
4	大阪府	13,144
5	神奈川県	12,066
6	兵庫県	10,871
7	京都府	6,538
8	広島県	4,100
9	北海道	3,892
10	三重県	3,492

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	30,097
2	東京土建	16,446
3	全国建設工事業	15,686
4	建設連合	13,023
5	全国土木建築	11,447
6	埼玉土建	9,957
7	兵庫県建設	8,913
8	東京食品販売	8,468
9	神奈川県建設連合	7,760
10	全国左官タイル塗装業	4,644

	内訳Ⅱ						
予	算事業名	国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金					
(]	拠法令 体的な ほも記載)	国民健康保険法第73条		関係する計 画、通知等		国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)	
(目抄	業の目的 指す姿を簡 。3行程度 以内)	受を簡 老人保健拠出金に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組行 「程度 運営に資することを目的としている。			組合の安定的な		
老人保健拠出金の納付に要する費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については1内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) (5行程度以内。別添可) (注) (○定率補助一拠出金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新た合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%。 (○組合普通調整補助金一国保組合の財政力に応じて、拠出金の0%~23%を補助。 (○組合特別調整補助金一組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衝平に調整するとともに特勘案して補助。					て、新規に国保組		
実	施状況	165国保組合					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	mt	予算額(補正後)	85,984	8,219	1,763	604	
	算の状況 位:百万円)	執行額	85,984	8,219	1,763		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)					
自己	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	老人保健拠出金の額を各国保組合から報告させ補助率を乗じて算出している。					
自己点検	見直しの余地	ア成19年度以前分の診療報酬の請求が無くなった時点で廃止。					
補記							



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

老人保健拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。

A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 614 0 計 614 計 B.国保組合(東京土建国保組合) F. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 納付金 老人保健拠出金 284 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 0 計 計 284 れている者に C. G. ついて記載す る。使途と費目 の双方で実情 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) が分かるように 記載) 0 計 0 計 D. H. 金 額 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) (百万円) 計 0 0

国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	614
2	大阪府	300
3	神奈川県	238
4	埼玉県	225
5	京都府	176
6	福岡県	47
7	長崎県	33
8	群馬県	24
9	佐賀県	15
10	愛媛県	10

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京土建	284
2	神奈川県建設連合	235
3	埼玉土建	199
4	大阪建設	186
5	京都建築	149
6	全国建設工事業	142
7	中央建設	125
8	東京都医師	61
9	大阪府整容	49
10	福岡県医師	47

	内訳皿						
予算	算事業名	国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保险	食法第73条	関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給 (平成12年4月12日厚生		庫負担(補助)について
(目抄		後期高齢者支援金に対 運営に資することを目的		国保組合の財政力等	に応じた補助を行う	うことにより、国保	組合の安定的な
後期高齢者支援金の納付に要する費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等につい 囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) 〇定率補助一支援金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、 合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%(平成22年度から組合特定被保険者) /3に対する補助率は組合普通調整補助金の10段階の区分に応じて0%~16.4%)。 〇組合普通調整補助金一国保組合の財政力に応じて、支援金の0%~23%を補助。 〇組合特別調整補助金一組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衝平に調整するとともに 勘案して補助。				て、新規に国保組 者の支援金の1			
実	!施状況	165国保組合					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	-	63,452	69,468	62,931	
	算の状況 位:百万円)	執行額	-	63,452	69,468		
		執行率	-	100.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)	-				
自己	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況 自						
自己点検		国保組合に対する国庫社	 捕助については、個	 々の国保組合の財	 政力等を考慮し、その	 のあり方を見直す	0
見直しの 見直しの 余地 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配名 て見直す予定。			配分方法等につい				
		また、支援金そのものについては、高齢者医療制度改革に合わせて見直しが必要。					
補							
記							



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

後期高齢者支援金の納付に要する費用の一部に充てる。

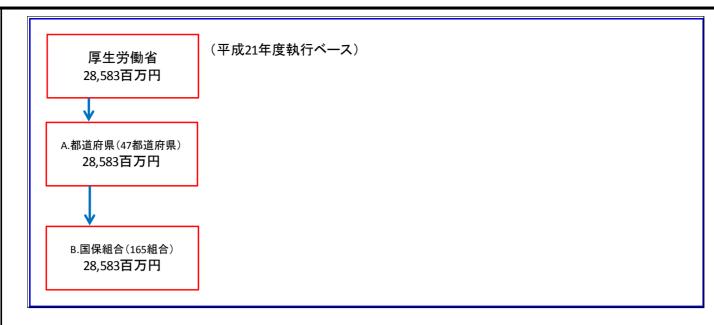
A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 30,619 0 計 30,619 計 B.国保組合(中央建設国保組合) F. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 納付金 後期高齢者支援金 9,071 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 0 計 計 9,071 れている者に C. G. ついて記載す る。使途と費目 の双方で実情 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) が分かるように 記載) 0 計 0 計 D. H. 金 額 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) (百万円) 計 0 0

国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	30,619
2	愛知県	6,221
3	埼玉県	4,352
4	大阪府	4,278
5	神奈川県	3,520
6	兵庫県	3,391
7	京都府	2,171
8	広島県	1,411
9	北海道	1,410
10	長野県	1,202

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	9,071
2	全国建設工事業	4,705
3	東京土建	4,656
4	建設連合	4,342
5	全国土木建築	3,641
6	東京食品販売	2,911
7	埼玉土建	2,857
8	兵庫県建設	2,734
9	神奈川県建設連合	2,049
10	全国左官タイル塗装業	1,482

	内訳Ⅳ						
予算	算事業名	国民健康保険組合介護納付金補助金					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険	法第73条	関係する計 画、通知等	国民健康保険療養給イ (平成12年4月12日厚生		庫負担(補助)について
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)			より、国保組合の	安定的な運営に			
(51	業概要 行程度以 別添可)	·程度以 〇定率補助ー納付金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国					こ、新規に国保組
実	施状況	165国保組合					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	27,284	27,128	28,583	30,352	
	算の状況 位:百万円)	執行額	27,284	27,128	28,583		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		総事業費(執行ベース)					
自己	支出先・ 使途の把握水準・ 状況 - 現直しの 余地 - 国保組合に対する国庫補助については、個々の国保組合の財政力等を考慮し、そのあり方を見直す。 定率補助については、各国保組合における組合特定被保険者の適正な資格管理を指導。 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、21年度所得調査の結果等を踏まえ、配分方法・ て見直す予定。						
検							
補記							



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

介護納付金の納付に要する費用の一部に充てる。

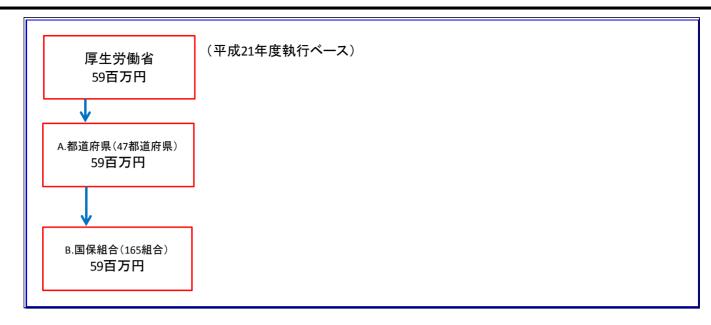
A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 12,553 0 計 12,553 計 B.国保組合(中央建設国保組合) F. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 納付金 介護納付金 4,011 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 0 計 計 4,011 れている者に C. G. ついて記載す る。使途と費目 の双方で実情 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) が分かるように 記載) 0 計 0 計 D. H. 金 額 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) (百万円) 計 0 0

国民健康保険組合介護納付金補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	12,553
2	愛知県	2,593
3	埼玉県	1,754
4	大阪府	1,734
5	神奈川県	1,377
6	兵庫県	1,368
7	京都府	880
8	北海道	630
9	広島県	577
10	長野県	486

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	4,011
2	全国建設工事業	2,027
3	東京土建	1,928
4	建設連合	1,831
5	東京食品販売	1,181
6	埼玉土建	1,121
7	全国土木建築	1,098
8	兵庫県建設	1,074
9	神奈川県建設連合	769
10	全国左官タイル塗装業	660

	内訳Ⅴ							
予算	算事業名	国民健康保険組合病床転換支援金補助金						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第73条 (附則第22条読み替え)		関係する計 画、通知等		国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)につい (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		
		病床転換支援金に対する 営に資することを目的と		保組合の財政力等に	こ応じた補助を行うこ	ことにより、国保糸	組合の安定的な運	
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		国保組合が負担する医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の一部(定率補助については32%、普通調整補助金等については15%の範囲内でかつ予算の範囲内)を補助するものである。 (注) 〇定率補助一病床転換支援金の32%を補助。ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者(組合特定被保険者)に対する補助率は16.4%。 〇組合普通調整補助金一国保組合の財政力に応じて、支援金の0%~23%を補助。 〇組合特別調整補助金一組合普通調整補助金に加えて、各国保組合の財政を衝平に調整するとともに特別な事情を勘案して補助。						
実	施状況	165国保組合						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
		予算額(補正後)	-	42	59		7	
	算の状況 位:百万円)	執行額	-	41	59			
		執行率	-	96.0%	100.0%			
		総事業費(執行ベース)	-					
支出先・ 使途の把 握水準・ 状況 自								
自己点検		国保組合に対する国庫補	ーーーーーー 甫助については、個	マの国保組合の財	政力等を考慮し、そ	 のあり方を見直 ⁻	す。	
見直しの 宗地				. 配分方法等につい				
		なお、病床転換支援金補助金については、平成24年度までで終了することとなっている。						
補								
記								



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

国保組合が負担する医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の一部に充てる。

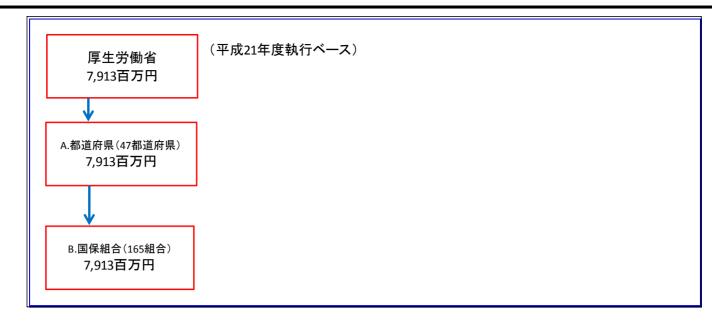
A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 25 25 0 計 計 B.国保組合(中央建設国保組合) F. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 納付金 病床転換支援金 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 7 0 計 計 れている者に C. G. ついて記載す る。使途と費目 の双方で実情 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) が分かるように 記載) 0 計 0 計 D. H. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 計 0 0

国民健康保険組合病床転換支援金補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	25
2	愛知県	5
3	大阪府	3
4	埼玉県	3
5	神奈川県	2
6	兵庫県	2
7	京都府	1
8	北海道	1
9	広島県	1
10	長野県	1

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	7
2	全国建設工事業	3
3	東京土建	3
4	建設連合	3
5	全国土木建築	2
6	東京食品販売	2
7	埼玉土建	2
8	兵庫県建設	2
9	神奈川県建設連合	1
10	全国左官タイル塗装業	1

	内訳VI							
予算	算事業名	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		建康保険特別対策	策費等補助金			
担当部局庁		保険局		担当課室	国民健康保険課		伊藤	善典
会計区分		— 般 :		上位政策		1		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保障	读法第74条	関係する計 画、通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)]について
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		国保組合に対し、①「国題金」を交付することにより	民健康保険特別対策費 、国保事業の適正な遺	発補助金」、②「出 経営を確保するとの	産育児一時金補助 ともに、組合財政の	金」、③「高額 安定化に資する	医療費共同ることを目	司事業補助 的とする。
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		①医療費適正化特別対対 対策事業(研修・広報、テ ②出産育児一時金(427 ③一件当たり100万円を るが、同事業に対する各		補助並びに高齢 補助 ついて、全国国目	者医療制度改正に 民健康保険組合協会	伴う激変緩和の	っための補	亅
実	施状況	(平成21年度) ①152組合 ②165組合 ③164組合						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年	度要求
- -	中人北江	予算額(補正後)	3,084	7,685	7,966	8,68	38	
	算の状況 立:百万円)	執行額	3,084	7,685	7,913			
		執行率	100.0%	100.0%	99.3%			
		総事業費(執行ベース)						
自己	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況 自							
点 見直しの 余地 ・高齢者医療制度改正に伴う激変緩和のための補助については、見直しを検討。(平成22年度予 ・出産育児一時金については、支給額の見直し(42万円→55万円)を検討することとされており、 見直しが必要。								
補記	平成21年 る。	F度分の特別対策費補助金は、全国建設工事業国保組合の資格管理が不適正であったため、5.3百万円を削減してい						



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B.国保組合

- ・医療費適正化・適用の適正化特別対策事業及び高齢者医療制度の改正に伴う支出増分の費用の一部にあてる。
- ・出産育児一時金の支給に要する費用の一部にあてる。 ・高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部にあてる。

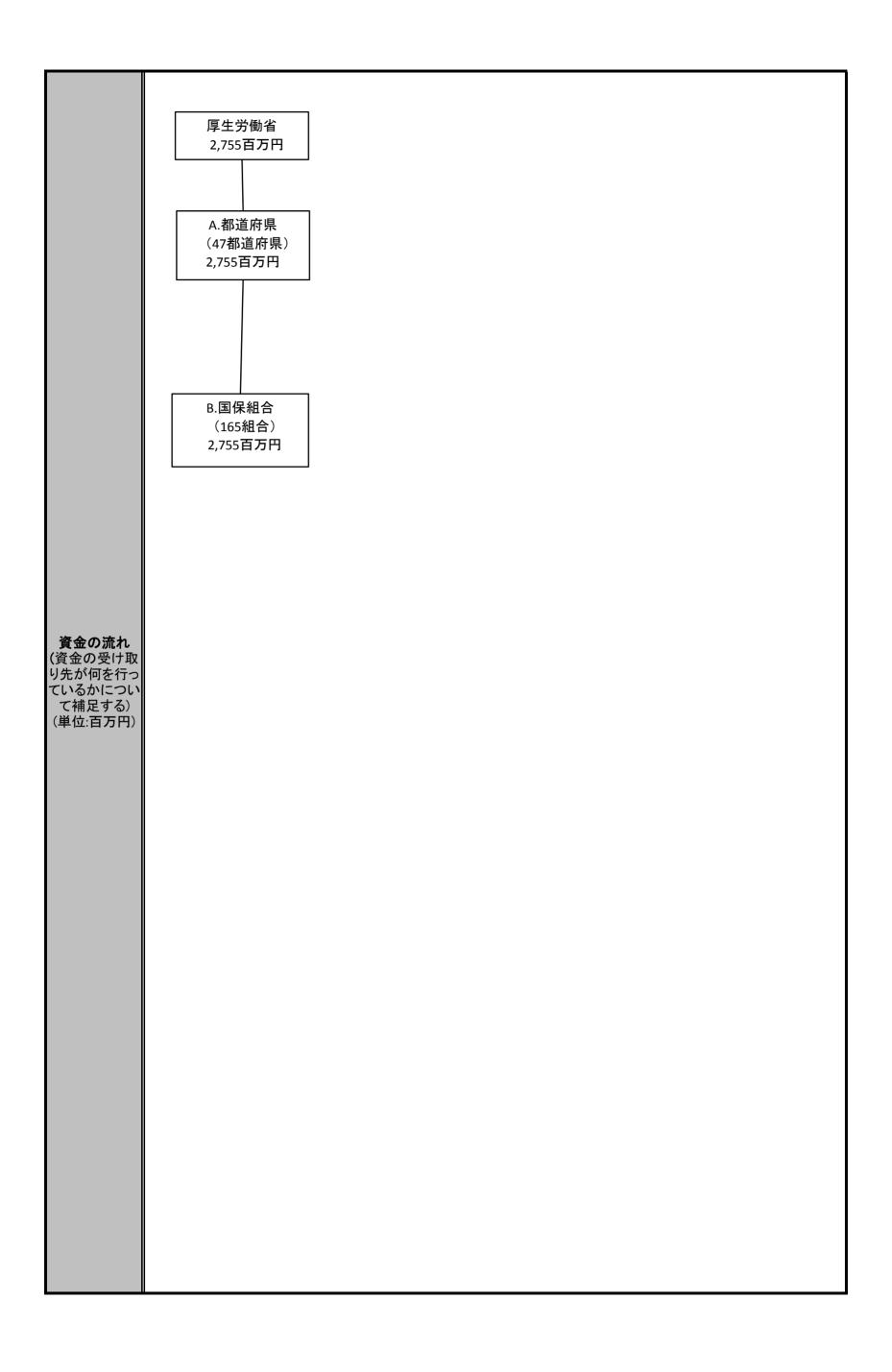
A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 使 途 費目 費目 使 途 (百万円) (百万円) 管轄の国保組合へ交付 補助金 3,183 0 計 3,183 計 B.国保組合(中央建設国保組合) F. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) •前期高齢者納付金等 納付金 458 •高額医療費共同事業拠出金 保険給付 ・出産育児一時金の支給 276 •医療費適正化特別対策事業 (レセプト点検の外部委託料、医療費 通知電算出力費、健康相談電話受付 委託料 114 サービス業務委託) 適用の適正化特別対策事業 (適正化対策ホームページ作成委託) ·医療費適正化特別対策事業 (医療費通知送付業務) 役務費 62 適用の適正化特別対策事業 (新規加入者説明会の開催経費等) 費目・使途 •医療費適正化特別対策事業 (「資金の流れ」 人件費 51 (レセプト点検専門員の雇上げ等) においてブロッ クごとに最大の 医療費適正化特別対策事業 金額が支出さ (健康づくり教室の講師謝金、第三者 れている者に 行為求償事務の弁護士謝金) 報償費 13 ついて記載す 適用の適正化特別対策事業 (被保険者証交換時の講習会講師謝 る。使途と費目 の双方で実情 •医療費適正化特別対策事業 が分かるように (健康づくり教室の会場借料) 記載) 使用料及び 適用の適正化特別対策事業 10 賃借料 (被保険者証交換時の講習会会場借 •医療費適正化特別対策事業 旅費 (支部職員研修等の旅費) 0 計 992 計 C. G. 金 額 金額 費目 使 途 使 途 費目 (百万円) (百万円) 0 計 0 計 D. Н. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 計

国民健康保険組合特別対策費補助金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	3,183
2	愛知県	833
3	埼玉県	571
4	兵庫県	525
5	大阪府	515
6	神奈川県	453
7	京都府	319
8	三重県	159
9	長野県	147
10	広島県	119

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	中央建設	992
2	建設連合	654
3	東京土建	609
4	全国建設工事業	571
5	兵庫県建設	451
6	埼玉土建	420
7	神奈川県建設連合	284
8	東京食品販売	271
9	京都建築	199
10	全国左官タイル塗装業	193

予:	算事業名	国民健康保険組合事務費負担金					
(1	拠法令 具体的な 頂も記載)	国民健康保険法第69条		関係する計画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について (平成12年4月12日厚生省発保第97号)		負担(補助)について
(目技		国民健康保険組合に対 の円滑な事業運営に資 [・]		業の事務の執行に	要する費用を負担	旦することにより、国	国民健康保険組合
(5		国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の事 務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。					
実	ミ施状況	165国保組合					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)	2,611	2,657	2,755	2,897	
	算の状況 位:百万円)	執行額	2,681	2,651	2,755		
		執行率	102.69%	99.77%	100.00%		
		総事業費(執行ベース)					
自己	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	支出先である国民健康保険組合より、「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱」に基づき、国民健康保険組合事務費負担金の交付申請をさせた上で、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」別表第1及び第1の2にあてはめ、交付決定している。					
点検 見直しの 事務費負担金については、保険者規模に比例した交付方法となっているが、交付額と実際必要に応じて交付方法等の見直しを行う。				†額と実際の事務費	_を の実態を検証し、		
補記	・ 				ては、事務費負担		



A.都道府県(東京都) E. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 事務費負担 東京都(事務委任) 1,273 計 1,273 計 0 B.全国土木建築国民健康保険組合 F. 金 額 (百万円) 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) 人件費 基本給、職員手当等 304 物件費 旅費、賃金等 54 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ れている者に ついて記載する。使途と費目 の双方で実情が分かるように 0 計 358 計 C. G. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 記載) (百万円) (百万円) 0 0 計 計 D. Н. 金 額 金 額 費目 費目 使 途 使 途 (百万円) (百万円) 計 計 0

国民健康保険組合事務費負担金の上位10者までの支出先

	A. 都道府県	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	東京都	1,273
2	愛知県	207
3	埼玉県	183
4	大阪府	170
5	神奈川県	142
6	兵庫県	117
7	京都府	69
8	栃木県	51
9	広島県	45
10	北海道	39

	B. 国保組合	
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	全国土木建築	358
2	中央建設	255
3	東京土建	189
4	全国建設工事業	154
5	建設連合	138
6	埼玉土建	114
7	東京食品販売	91
8	神奈川県建設連合	81
9	兵庫県建設	79
10	全国歯科医師	46